

Ⅲ 社会人としての心構え

1 税金について

税金には、直接税と間接税があります。

① 直接税

所得税及び復興特別所得税、法人税、相続税、贈与税、事業税、住民税、固定資産税、自動車税等

② 間接税

消費税、酒税、自動車重量税 等

皆さんが納める税金は、社会福祉の増進や道路の建設・維持、教育の振興など、暮らしやすい社会を作るために使われます。「なんだかいっぱい取られるなあ」と思うかもしれませんが、「税金を納めること（納税）は国民の義務」ということを忘れないでください。皆さんが就職して働いてもらった給料からは、次の税金を納めなければなりません。

(1) 所得税及び復興特別所得税（国に納める税金）

所得税及び復興特別所得税は、1年間（1月1日～12月31日）に得た個人の所得に対してかかる税金です。給与所得者の所得税及び復興特別所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収（天引き）されます。

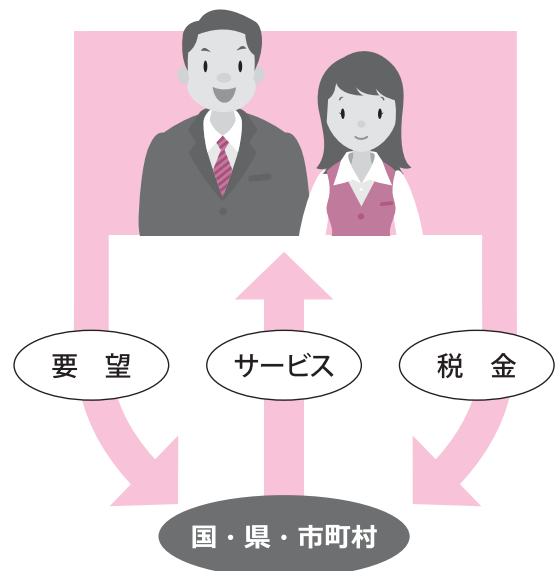
しかし、この金額はその年の所得税及び復興特別所得税の見込み納税額であり、その年のすべての給与所得から算出された額ではないことから、これをきちんと精算する手続きが必要になります。この手続きは年末調整と呼ばれていて、通常は12月に支払われる最後の給与のときに行われます。なお、年末調整で控除することのできない「医療費控除」等を受けるためには、原則として税務署への確定申告を行う必要があります。

[所得控除]

所得税は、その人の1年間の全ての所得から個人の事情に応じて税の負担を調整したもの（所得控除）を差し引いた残り（課税所得）に税率を適用し計算されます。

所得控除の主な種類は次のとおりです。

- ・基礎控除
 - ・配偶者控除、配偶者特別控除
 - ・扶養控除
 - ・障害者、勤労学生等を対象とした控除
 - ・生命保険・地震保険料控除
 - ・社会保険料控除
 - ・医療費控除
- など



(2) 住民税（県、市町村に納める税金）

住民税は、「県民税」と「市町村民税」を併せて呼ぶ総称です。住民税は、前年の所得が課税の対象となっていますから、新卒の場合は働き始めた年の翌年から課税され、給与所得者は6月以降の給料から特別徴収（天引き）されます。

住民税は、「均等割」と「所得割」とに分かれていて、名称どおり納税者に均一な額を課税するのが「均等割」、納税者の所得に応じてかかるものが「所得割」となっています。

「均等割」は、現在、県民税が年額2,000円、市町村民税が年額3,500円となっています。

本来の年額は県民税1,000円、市町村民税3,000円ですが、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの間、県民税、市町村民税それぞれに500円が加算されています。

また、岡山県では、森林の保全に充てるため、県民税に上乗せするかたちで「おokayama森づくり県民税（年額500円）」を導入しています。

「所得割」は、所得税と同様、1年間の所得から所得控除を差し引いた「課税所得」に税率を乗じて算出します。

特別徴収は法律上の義務です！

特別徴収は、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引き）納入していただく制度で、法律で義務付けられています。